

議案第18号

所沢市客引き行為等の禁止に関する条例制定について

所沢市客引き行為等の禁止に関する条例を別記のとおり制定する。

令和2年 2月19日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

禁止地区内における客引き行為等を禁止することで、市民等が安心して通行することができる快適な環境を確保するとともに、健全な事業活動の発展に寄与することを目的として、本案を提案するものである。

所沢市客引き行為等の禁止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、禁止地区内における客引き行為等を禁止することで、市民等が安心して通行することができる快適な環境を確保するとともに、健全な事業活動の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定し、客となるよう誘うことをいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定し、役務に従事するよう勧誘することをいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。

(2) 市民等 市内に在住する者、市内に通勤又は通学する者、市内に滞在する者及び市内を通過する者並びに地域コミュニティをいう。

(3) 地域コミュニティ 自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通の目的を持ち、地域で活動するものをいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(5) 禁止地区 客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止する区域をいう。

(運用上の注意)

第3条 この条例の運用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、警察その他関係行政機関及び地域コミュニティと連携し、禁止地区内における客引き行為等の禁止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等は、市が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、禁止地区内における客引き行為等の禁止に関し必要な措置を講じるとともに、市が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止地区内における地域コミュニティの責務)

第6条 禁止地区を活動の範囲に含む地域コミュニティは、啓発その他の客引き行為等の禁止に関する取組を自主的に推進するよう努めるものとする。

(禁止地区の指定等)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域を禁止地区として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、その指定した禁止地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、禁止地区を指定し、変更し、又は解除するときは、その旨を告示するものとする。

(禁止地区内における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止地区内の公共の場所（道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。以下同じ。）において客引き行為等をしてはならない。

2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他

人に禁止地区内の公共の場所における客引き行為等をさせてはならない。

(客引き行為等を用いた営業の禁止等)

第9条 事業者は、禁止地区内の公共の場所において客引き行為等をした者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客として営業をしてはならない。

2 事業者は、禁止地区内の公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(申出等)

第10条 事業者は、禁止地区内の公共の場所において第8条及び前条第1項の規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）をしないことを約する旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な支援を行うものとする。

(指導)

第11条 市長は、禁止行為をしていると認める者に対し、当該禁止行為を中止するよう必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

3 何人も、第1項の指導を行う者に対し、威迫し、つきまとい、その他当該者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

(勧告)

第12条 市長は、前条第1項の指導を受けた者が更に禁止行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該禁止行為を中止するよう勧告をすることができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の勧告を受けた者が更に禁止行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該禁止行為を中止するよう命令をすることができる。

(行為者の撮影)

第14条 市長は、第11条第1項の指導、第12条の勧告若しくは前条の命令を行うとき又は同条の命令を受けた者が更に禁止行為をしていると認めるときは、当該禁止行為をした者を特定するため、ビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、第11条第1項の指導、第12条の勧告又は第13条の命令を行うため必要があると認めるときは、その職員に、禁止行為をした者の事務所、店舗その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該禁止行為をした者の氏名、住所その他必要事項について質問をさせ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第16条 市長は、第13条の命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、当該命令の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(建物の提供者の措置)

第17条 禁止地区内に所在する建物を他人に提供する者（転貸する者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 当該提供に係る契約（その更新の契約も含む。以下同じ。）の締結に際し、

その相手方が当該契約に係る建物を事業の用に供するときは、禁止行為をしない旨を約させること。

- (2) 当該提供に係る契約において、当該契約に係る建物が事業の用に供され、禁止行為が行われたときは、当該契約を解除することができる旨を定めること。

(契約の解除等)

第18条 禁止地区内に所在する建物を他人に提供する者は、前条第2号に掲げる措置を講じている場合において、第16条第1項の規定による公表があったときは、当該提供に係る契約を解除し、当該建物の明渡しの申入れをするよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第13条の命令に違反した者
- (2) 第15条第1項の規定による立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条から第16条まで、第20条及び第21条の規定は、同年10月1日から施行する。